

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附則 抄

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十一年二月二日政令第三七七号）抄

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福島県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県鳥根県の部境の項、福岡県の部苅田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年四月一一日政令第六七号）抄

1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表第一愛知県の一部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日
二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日
三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日
附則（昭和四十四年六月四日政令第一四一号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日政令第一四四号）抄

1 この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月一日政令第一四三号）

この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日政令第一七一号）抄

1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）

この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日政令第五七号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留雨の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年四月二日政令第九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二二日政令第三五三三号）

この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日政令第二〇五号）抄

1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則（昭和五一年七月九日政令第一九四号）

この政令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

附則（昭和五十三年一月一八日政令第四四号）抄

1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五十四年一月一九日政令第六六号）

この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和五十五年一月二二日政令第二二四号）

この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則（昭和五十六年一月二七日政令第一〇〇号）抄

1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五十七年七月六日政令第一八八号）抄

1 この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。

きる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号）抄

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月九日政令第二二〇号）抄

1 この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、別表第一兵庫県の部尼崎の項及び西宮の項の改正規定並びに別表第二兵庫県の項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月三日政令第二〇一号）

この政令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則（昭和六十二年七月三日政令第二五五号）

この政令は、昭和六十二年七月十日から施行する。ただし、別表第二宮城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二日政令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附則 (平成元年七月二二日政令第二三〇号)

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附則 (平成二年八月一七日政令第二五二号)

この政令は、平成二年八月二十四日から施行する。

附則 (平成三年一〇月二二日政令第三二九号) 抄

1 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の関門港の区域(改正前の同表の関門港の区域を除く。)において港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則 (平成四年一二月九日政令第三七二号)

1 この政令は、平成四年十二月十五日から施行する。

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の横須賀港の区域(この政令による改正後の横須賀港の区域を除く。)における工事又は作業について港則法第三十一条の規定により横須賀港の港長がした許可は、同条の規定により京浜港の港長がした許可とみなす。

附則 (平成五年八月二五日政令第二七九号)

この政令は、平成五年九月一日から施行する。ただし、別表第二茨城県等の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (平成六年七月一日政令第二二二号)

この政令は、平成六年七月十日から施行する。

附則 (平成六年一〇月一三日政令第三三二号)

この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附則 (平成七年一二月二二日政令第四二七号) 抄

1 この政令は、平成八年一月五日から施行する。

附則 (平成八年七月一九日政令第二二五号)

この政令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附則 (平成八年一〇月九日政令第三〇二号) 抄

1 この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

附則 (平成九年一〇月一七日政令第三一七号) 抄

1 この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則 (平成九年一〇月一七日政令第三一七号) 抄

豊橋港及び蒲郡港の区域を除く。)において港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則 (平成一〇年九月二日政令第三〇〇号)

この政令は、平成一〇年九月十日から施行する。

附則 (平成一〇年九月二日政令第三〇〇号)

附則 (平成一三年一二月二八日政令第四三三号) 抄

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成一四年一〇月三〇日政令第三二四号)

この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月三〇日政令第三三九号)

この政令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附則 (平成一六年八月二七日政令第二六二号)

この政令は、平成十六年九月十日から施行する。

附則 (平成一七年一二月二一日政令第三七七号)

この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則 (平成一九年七月二〇日政令第二六号)

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則 (平成一九年一二月二日政令第二七号) 抄

第一条 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則 (平成二一年八月七日政令第二〇三号)

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

附則 (平成二三年一〇月一四日政令第三一四号)

この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成二四年九月二〇日政令第二四〇号)

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二五年八月一三日政令第二三三号)

この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一熊本県の部八代の項及び

宮城	宮	八木港導灯(前灯)(北緯四〇度二〇分四六秒東經一四一度四五分五〇秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	古宮	館ヶ崎(北緯三九度三八分四九秒東經一四一度五九分)から一七度二〇分二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛鼻(北緯三九度三六分四二秒東經一四一度五七分五〇秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮古橋下流の閉伊川水面	山田	小島東端から伝作鼻及び熊ヶ崎東端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに大沢川門坂橋及び関口川宝来橋各下流の河川水面	大槌	七戻崎から雀島南端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川大槌大橋及び小槌川小槌橋各下流の河川水面	釜石	釜石港湾口北防波堤燈台(北緯三九度一五分三三秒東經一四一度五五分五四秒)から三四三度一、〇三五メートルの地点から一四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面	大船	コオリ崎燈台(北緯三九度一分六秒東經一四一度四五分三〇秒)から碁石崎燈台(北緯三八度五九分一〇秒東經一四一度四分三〇秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに川口橋下流の盛川水面	広田	大森山三角点(一四六メートル)(北緯三八度五七分二〇秒東經一四一度四分二六秒)から二五七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面	沼宮	樋ヶ浦防波堤突端(北緯三八度五三分東經一四一度三六分七秒)から一四八度四六〇メートルの地点から二七〇度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面	志津	荒島南端から二八度へ引いた線、同島北端から〇度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡
----	---	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	--	----	--	----	---	----	---

秋田	秋	川汐見橋及び新井田川曙橋各下流の河川水面	女川	大貝崎からアゴシマ南西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	川崎	清崎から一三九度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面	川	狐ヶ崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	萩	尾崎から三三三度へ引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面	渡	波下三角点(三・三メートル)(北緯三八度二四分四九秒東經一四一度四分二三秒)から二三二度三〇分二七〇メートルの地点から一六一度三、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八三度五、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川水面並びに北緯三八度二五分五秒の線以南の定川水面	仙	腕崎(北緯三八度二一分五秒東經一四一度三分五七秒)から一七度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度九、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面	象	小潤崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び腰丈橋下流の象潟川水面	金浦	金浦港燈台(北緯三九度一五分二二秒東經一三九度五四分四一秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	平	芹田崎から二三三度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面	本	子吉川右岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面	秋	鶴ノ崎(北緯三九度五一分二九秒東經一三九度四九分一六秒)から一二九度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同
----	---	----------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------------	---	--	---	---	---	---	----	---	---	--	---	---	---	--

山形	山	船	地点から六五度七、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度五、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六七度一二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七七七度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面	戸	弁天岬を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	北	八斗崎から九〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに北浦門前橋下流の賀茂川水面	能	能代三角点(二四メートル)(北緯四〇度一二分四三秒東經一四〇度一分一五秒)から二一二度三〇分四、六六〇メートルの地点から二七七度四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度三〇分二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇二度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七度五、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇〇度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに米代川能代橋下流の河川水面	酒	日和山三角点(三二メートル)(北緯三八度五五分一一秒東經一三九度四九分四九秒)から三三三度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径三、四五〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び一九〇度へ引いた線以西の部分並びに陸岸により囲まれた海面並びに新内橋下流の新井田川水面	加	鉄砲崎を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	由	由良港倉泉岩燈標(北緯三八度四三分二八秒東經一三九度四分二五秒)から一六四度三〇分に引いた線、同燈標から七六度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鼠	鼠ヶ関燈台(北緯三八度三三分三〇秒東經一三九度三二分二三秒)から沖ノ芽西端まで引いた線、同地点から一〇度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖平島北端(北
----	---	---	---	---	----------------------------	---	--	---	--	---	---	---	----------------------------	---	---	---	--

茨城	茨	福	相	松川崎三角点(三〇メートル)(北緯三七度四分二八秒東經一四〇度五八分四一秒)を中心とする半径一、六〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ七三度三〇分及び二六三度へ引いた線以南の部分、同三角点から七三度三〇分一、六〇〇メートルの地点から三四二度三分五、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度へ引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	馬	四倉港東防波堤燈台(北緯三七度六分二九秒東經一四一度六秒)から二九四度六一五メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面	江	安竜三角点(八一メートル)(北緯三六度五七分五九秒東經一四〇度五五分五七秒)から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中いわき市江名と同市折戸との境界海岸(北緯三六度五七分四七秒東經一四〇度五七分一九秒)から一三六度へ引いた線以北の部分	中	安竜三角点から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中江名港の区域に属する部分を除いた海面	小	下神白三角点(四六メートル)(北緯三六度五六分一九秒東經一四〇度五五分二二秒)から一七三度二、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五〇度、四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一三度へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに玉川橋下流の藤原川水面	平	鶴子岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	大	天津岬燈台(北緯三六度四九分四七秒東經一四〇度四八分一一秒)から三一八度
----	---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	----------------------------	---	--------------------------------------

岩船	新瀨	泊寺	崎柏	津直	江直	一
岩船三角点(七三メートル)(北緯三八度一八分四秒東經一三九度二六分一秒)から一八七度三〇分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの	新瀨港西突堤灯台(北緯三七度五七分三秒東經一三九度四分七秒)から二二〇度五五分四、〇〇〇メートルの地点、同地点から三四〇度五、〇〇〇メートルの地点、次第浜三角点(三〇メートル)(北緯三八度四四秒東經一三九度一六分三〇秒)から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面	長峰三角点(一五〇メートル)(北緯三七度三七分二秒東經一三八度四五分五七秒)から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇度三分及び二九〇度引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三〇分に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	大久保三角点(四五メートル)(北緯三七度二分四四秒東經一三八度三二六分九秒)から二五八度一、六五〇メートルの地点から三二二度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面	直江津津導流堤北灯台(北緯三七度一分二二秒東經一三八度四分三三秒)から二二一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面	直江津津導流堤北灯台(北緯三七度一分二二秒東經一三八度四分三三秒)から二二一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面	一九度九二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面

石川	富山	津魚	羽茂	両津	尾七	一
屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯(北緯三七度六分四一秒東經一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海	岩崎ノ鼻灯台(北緯三六度四八分三〇秒東經一三七度二分五九秒)から三〇八度一、一〇〇メートルの地点から四〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台(北緯三六度四五分五秒東經一三七度一分三秒)から一〇二度三〇分一、四〇〇メートルの地点から一〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川萩浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津瀨水面並びに岩瀨運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面	魚津港北防波堤灯台(北緯三六度四分九分一四秒東經一三七度二分二九秒)から一六九度一、〇四〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	市振崎から五〇度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び羽茂大橋下流の羽茂川水面	金剛山三角点(九六二メートル)(北緯三八度一〇分二〇秒東經一三八度二分一〇秒)から一四九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	唐島三角点(一二メートル)(北緯三六度五一分五一秒東經一三六度五九分四四秒)を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余川川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面	地点まで引いた線、同地点から一四度五五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明神橋下流の石川水面

穴水	津出	小津	飯田	輪島	福浦	滝浦	金沢	一
タケガ鼻から二二九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面	宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東經一三七度九分八秒)から八六度六九五メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び菓師川菓師橋各下流の河川水面	城ヶ鼻(北緯三七度一八分一二秒東經一三七度一分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	妙見山三角点(五四メートル)(北緯三七度二分六分五秒東經一三七度一分二四秒)から二〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面	竜ヶ崎から一四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面	藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	滝崎灯台(北緯三六度五五分四秒東經一三六度四分五秒)から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	大野灯台(北緯三六度三六分五八秒東經一三六度三六分一〇秒)から二二七度三〇分五、〇二〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一六六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面	面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面

福井	静岡	伊東	東伊	稲取	下田	浦内	福井	一
帯ヶ崎北西端(北緯三五度三二分二六秒東經一三五度二九分四四秒)から二四〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻(北緯三五度三一分四八秒東經一三五度二九分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	稲村弁天岩(八メートル)(北緯三五度七分三秒東經一三九度五分四八秒)から一八六度三分引いた線及び陸岸により囲まれた海面	網代村三角点(一六三メートル)(北緯三五度二分四四秒東經一三九度五分四九秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中熱海港の区域に属する部分を除いた海面	伊東港東防波堤灯台(北緯三四度五八分二六秒東經一三九度六分一三秒)から二六四度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面	稲取岬から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	狼煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにみなと橋下流の稲生沢川水面	二見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山山頂から八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	二見島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笠ノ橋下流の旧笠ノ川水面

手	石	松	崎	宇	久	須	土	肥	戸	田	静	浦	沼	津	清	水	焼	津
タライ崎から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川の合流点下流の河川水面	アジノガ鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	廻崎三角点(一五〇メートル)(北緯三四度五一分五八秒東経一三八度四五分二八秒)から一七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	丸山崎から二八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大川左岸突端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	金桜山山頂(二五一メートル)から淡島島頂まで引いた線、同地点から大久保鼻護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下香貫村三角点(五〇メートル)(北緯三三度五四分二六秒東経一三八度五一分四一秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面中同三角点から二三五度三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から二七〇度に引いた線以北の部分並びに港大橋下流の狩野川水面	沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面並びに沼川沼川新橋、和田川新和田川橋、潤井川田子の浦橋及び江川江川水門各下流の河川水面	清水灯台(北緯三五度三八秒東経一三八度三一分五〇秒)から六度六〇〇メートルの地点から三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面	焼津港焼津南防波堤北灯台(北緯三四度五二分九秒東経一三八度二〇分一四秒)から二度一、二六五メートルの地点から八〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度八五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬戸川当目大橋、小石川須原橋、旧黒石川新川橋、黒石川小石川橋及び木屋川港橋各下流の河川水面									

大	井	川	原	榛	相	良	御	前	崎	濱	伊	湖	福	江	泉
上新田三角点(一六メートル)(北緯三四度四九分八秒東経一三八度一六分二秒)から一五一度四、二七〇メートルの地点を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面	仁田村三角点(八七メートル)(北緯三四度四四分五秒東経一三八度一三分二〇秒)から一八〇度一、四五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の勝間田川水面	愛鷹岩(北緯三四度四〇分三六秒東経一三八度一三分二五秒)から三〇〇度二、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び新橋下流の萩間川水面	御前崎灯台(北緯三四度三五分四秒東経一三八度一三分三三秒)から四七度一、〇〇〇メートルの地点から一〇度四、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	弁天島(北緯三四度四一分二五秒東経一三七度三六分一秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに湖西市鷺津と同市新居町中之郷との境界湖岸(北緯三四度四二分三六秒東経一三七度三三分一六秒)から九〇度に引いた線、宇布見橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面	伊良湖岬灯台(北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中同灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点と一七一度二、六一〇メートルの地点とを結んだ線から二〇〇メートルの距離にある北東側の線の南西側の部分を除いた海面	畠村三角点(六・〇メートル)(北緯三四度三八分四秒東経一三七度五五分三九秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	泉港西防波堤灯台(北緯三四度三九分二六秒東経一三七度九分二七秒)から二二								

東	幡	豆	吉	田	一	色	浦	衣	崎	師	島	篠	豊	濱	海
中柴海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	永久橋各下流の河川水面	水路前芝大橋、佐奈川浜田橋及び音羽川	吉田港灯標(北緯三四度四六分四九秒東経一三七度四分三九秒)から三五五度六三〇メートルの地点を中心とする半径一、四〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の矢崎川水面	一色港西防波堤灯台(北緯三四度四七分一七秒東経一三七度四九秒)から四三度二〇分五九秒メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	布土大橋基標(北緯三四度四八分一六秒東経一三六度五五分六秒)から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流東海道本線鉄道橋下流の逢妻川及び境川の各河川水面	鳶ヶ崎から九〇度に引いた線、羽豆崎から九〇度五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	蛭子ヶ鼻から二七〇度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五八度一、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から中手島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豊浜港西防波堤灯台(北緯三四度四二分一五秒東経一三六度五六分一二秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	内海港第四号防波堤灯台(北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒)から一二〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点から二一八度一、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分二、四五〇メートルの地点まで						

常	滑	名	古	屋	桑	日	市
引いた線、同地点から五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内海橋下流の内海川水面	常滑港南防波堤灯台(北緯三四度五二分四二秒東経一三六度五〇分一秒)から一二六度一、五一〇メートルの地点から二三〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八八度三〇分八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度三、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度三〇分一、三六〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大野港北防波堤灯台(北緯三四度五五分五八秒東経一三六度四九分一九秒)から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標(北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒)まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から名古屋港高潮防波堤(鍋田堤) 屈曲部南西角(北緯三五度一分六秒東経一三六度四六分五三秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、荒子川樋門、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面	揖斐川口灯台(北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一秒)から三四六度五、四六〇メートルの地点から一一八度一に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面	四日市港東防波堤北灯台(北緯三四度五七分五九秒東経一三六度四〇分一秒)から二五度三〇分六、一五〇メートルの地点から一五八度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度一、五一〇メートルの地点まで引いた線、			

島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	同地点から一九三度八、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川朝明大橋、海蔵川三重橋、天白川大井ノ川橋、鈴鹿川磯津橋、鈴鹿川派川新五味塚橋及び三滝川大正橋各下流の河川水面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	千代崎港南防波堤灯台（北緯三四度五一一分一八秒東経一三六度三七分）から二二四度三〇分二二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び千代崎橋下流の金沢川水面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	一三六度三一分二七秒から二九度一、五〇〇メートルの地点から二七〇度引いた線、同地点から三五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川津興橋、安濃川安濃津橋及び志登茂川江戸橋各下流の河川水面並びに同灯台から一四九度五、五一〇メートルの地点から七七度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに相川橋下流の相川水面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三七分東経一三六度三三分四一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	宇治山田港大湊防波堤灯台（北緯三四度三一分四秒東経一三六度四五分三秒）から二二八度二、六三〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の宮川、大湊川、勢田川及び五十鈴川の各河川水面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	西崎、日向島北端、答志島島ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	波切港北防波堤灯台（北緯三四度一六分五三秒東経一三六度五三分五八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
島	濱	切	波	羽	鳥	田	山	治	宇	阪	松	津	崎	代	千	浜島港灯台（北緯三四度一七分二八秒東経一三六度四五分五五秒）から三一二度

府都京

根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面より囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	大崎三角点（一三六メートル）（北緯三四度一〇分五八秒東経一三六度一九分五六秒）から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻（北緯三四度五十分一四秒東経一三六度一四分一二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	鬼ヶ城三角点（一五三メートル）（北緯三三度五十分三〇秒東経一三六度六分四八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	大向三角点（一七三・五メートル）（北緯三五度三十分三八秒東経一三四度五三分二六秒）から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	下岡三角点（二八六メートル）（北緯三五度四〇分二八秒東経一三五度二三秒）から三〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	鷹の岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	本林ノ下突端（北緯三五度四四分四五秒東経一三五度一五分二六秒）から甲崎龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
根	伊	庄	本	浜	中	人	間	川	茂	浅	濱	美	久	本	木	鷺	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

府阪大

州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原	野	鶴	舞	津	宮	片	島	鼻	から	日	置	崎	まで	引	い	た	線	及	び	陸	岸	に	よ	り	囲	ま	れ	た	海	面	（阿蘇海を含む）並
州	泉	南	阪	日	深	井	田	原</																															

島根県			取県		
田	三隅	益田	境	後田	川
日和田山三角点(七七メートル)(北緯三十四度五四分二秒東経一三二度四分三秒)から二六度三〇分二、四二〇メートルの地点から二九五度三〇分五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度に馬島まで引いた線、同島水島鼻から二二八度三〇分四、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川亀山橋及び周布川鉄道橋各下流の河川水面	庵寺山三角点(八九メートル)(北緯三十四度四分三秒東経一三二度五五分五〇秒)から二七〇度四〇分一、三四〇メートルの地点から三五六度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度三〇分三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岡見川鉄道橋及び三隅川鉄道橋各下流の河川水面	益田市中島町と同市高津八丁目との境界海岸(北緯三四度四分四二秒東経一三一度四九分三秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び鴨島大橋下流の高津川水面	美保関三角点(一六七メートル)(北緯三五度四分東経一三三度一八分二七秒)から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度四、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度三〇分一、七一五メートルの地点まで引いた線、境港指向灯(北緯三五度三分五二秒東経一三三度一四分二二秒)を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一四八度引いた線以南であつて、かつ、一六四度引いた線以東の部分、和名鼻(北緯三五度三分五三秒東経一三三度一〇分四九秒)から一五五度江島まで引いた線、大根島亀埼東端から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	向島島頂を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	り囲まれた海面並びに岩本橋下流の蒲生川水面

岡山県			津江		
生	浦	西	安	江	松
中川川水面	松ヶ鼻からツブノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の河川水面	白崎鼻から二ノ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大谷三角点(一一四メートル)(北緯三十三度二七分二秒東経一三三度六分三六秒)から一〇六度二、一一〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見とおした線以東の宍道湖水面及び大橋川水面

島根県			浦		
日	比	野	宇	山	岡
松ヶ鼻から二六八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ鼻から二六八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	童崎(北緯三四度三一分八秒東経一三三度五七分四三秒)から一二四度三〇分六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三〇分三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七六度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から下島島西端まで引いた線、同地点から飛州(四・九メートル)まで引いた線、同地点から一九九度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面	童崎(北緯三四度三一分八秒東経一三三度五七分四三秒)から一二四度三〇分六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三〇分三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七六度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から下島島西端まで引いた線、同地点から飛州(四・九メートル)まで引いた線、同地点から一九九度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高島北端から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面	高島北端から〇度引いた線、同島南端から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面

広島県			浦		
尾	山	福	笠	島	水
夫吹山山頂から西岳岳三角点(一三〇メートル)(北緯三四度二分五八秒東経一三三度九分二〇秒)まで引いた線、鶏小	夫吹山山頂から西岳岳三角点(一三〇メートル)(北緯三四度二分五八秒東経一三三度九分二〇秒)まで引いた線、鶏小	狐崎から仙酔島島ノ口岬まで引いた線、同地点から九〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに芦田川河口ぜき下流の芦田川水面	古城山三角点(六九メートル)(北緯三四度三〇分四分東経一三三度三〇分三秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	古城山三角点(六九メートル)(北緯三四度三〇分四分東経一三三度三〇分三秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	味野三角点(二〇九メートル)(北緯三三度二七分五三秒東経一三三度四分二二秒)から八四度三〇分二、五六〇メートルの地点から九三度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面

糸島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	崎猿ヶ鼻から大谷鼻(北緯三四度一九分四八秒東経一三三度二二秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	竹太郎ヶ鼻(北緯三四度一八分九秒東経一三二度五二分二七秒)から阿波島源氏ヶ鼻(北緯三四度一九分二七秒東経一三二度五六分二二秒)まで引いた線、同地点から八〇度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から観喜山三角点(二六二メートル)(北緯三四度二〇分二九秒東経一三二度五八分三三秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	安風早三角点(二九六メートル)(北緯三四度一八分四秒東経一三二度四六分五九秒)から木谷三角点(一三八メートル)(北緯三四度一八分三二秒東経一三二度五一分四秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	呉豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに犬尻ヶ鼻から二六五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島観音崎から岬島南端を経て似島南東端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端まで引いた線、同地点から沖ノ山鼻(北緯三四度一九分五七秒東経一三二度一九分一七秒)の方向に四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬野川明神橋、猿猴川仁保橋、京橋川御幸橋、元安川南大橋、旧太田川住吉橋、天満川昭和大橋及び太田川庚午橋各下流の河川水面	大竹油見三角点(二三三メートル)(北緯三四度一三二分二七秒東経一三二度一分四二秒)から六五度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点から六度三〇分に引いた線以東であつて、かつ、八六度三〇分に引いた線以北の部分、同地点から八六度三〇分二、三〇〇メートルの地点から
---	--	---	--	---	--	--

生士平内島北端から三二九度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島敵島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から二五度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂(三九一メートル)とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	重長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から一八八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	井佐木島鍋ヶ鼻から八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	瀬戸上寺山三角点(六六メートル)(北緯三四度一八分二六秒東経一三三度五五分一三秒)から七六度八四〇メートルの地点を中心とする半径二、六〇〇メートルの円弧、高根島三角点(三一〇メートル)(北緯三四度一八分三六秒東経一三三度四分一四秒)と生口島婿尻ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	崎鯨ヶ鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻(北緯三四度一七度一分一八秒東経一三二度五五分三三秒)まで引いた線、同島カンネ鼻から船島險ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	木高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	江御手洗島三角点(四四九メートル)(北緯三四度一〇分一九秒東経一三二度五〇分五五秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(八八メートル)から三一〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一分三六秒東経一三二度四八分四六秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	洗御手洗島三角点(四四九メートル)(北緯三四度一〇分一九秒東経一三二度五〇分五五秒)から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂(八八メートル)から三一〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度一分三六秒東経一三二度四八分四六秒)まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
--	--	---	---	--	------------------------------	--	--

大西七々見山山頂(五七メートル)から長島三角点(七四メートル)(北緯三四度一分五九秒東経一三三度五二分一八秒)まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神(北緯三四度一分五七秒東経一三二度五四分五秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	蒲刈大平山山頂から九五度に上蒲刈島まで引いた線、下蒲刈島白埼から八〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から上蒲刈島三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	巖小名切岬(一四メートル)から二二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山岩国港北防波堤灯台(北緯三四度一一分三二秒東経一三二度一四分五秒)から四八度二、七五〇メートルの地点から二五八度三〇分に引いた線、同地点から兜島三角点(一一〇メートル)(北緯三四度七分一六秒東経一三二度一八分五六秒)まで引いた線、面高鼻から九〇度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兜島三角点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋より下流の山口県の区域内の河川水面並びに今津川連帆橋及び門前川鉄道橋各下流の河川水面	久大崎鼻から二八一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	賀安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	庄津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面	柳井港東防波堤灯台(北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒)から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により	井柳井港東防波堤灯台(北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒)から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により
--	--	--	--	---------------------------------	-----------------------------	--	---	--

室唐釜(一九メートル)から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港の区域に属する部分を除いた海面	上唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平梶取岬から用害三角点(一〇九メートル)(北緯三三度五三分四秒東経一三二度二分四四秒)まで引いた線、同三角点から六四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋下流の田布施川水面	室赤崎から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	積赤崎三角点(七一メートル)(北緯三四度二分四二秒東経一三一度四〇分三〇秒)から郷屋三角点(一四二メートル)(北緯三四度一分五秒東経一三一度四二分二九秒)まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点(二五六メートル)(北緯三三度五十六分一四秒東経一三一度四九分三三秒)まで引いた線、同三角点から九二度一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面	三三田尻中関港築地東防波堤南灯台(北緯三四度五四秒東経一三一度三六分四三秒)から二七七度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二一度及び二五二度に引いた線以南の部分、中関灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三一度三二分三八秒)から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	関中点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二一度及び二五二度に引いた線以南の部分、中関灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三一度三二分三八秒)から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
--	--	---	----------------------------	---	--	--

福	山	加	治	木	鹿	児	島	喜	入	山	川	枕	崎	野	間	池	串	木	野
本城橋下流の本城川水面 若御子鼻から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	唐山三角点(四四メートル)(北緯三十一度一分四四秒東経一三〇度一分二六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三二八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度三〇分三三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分に引いた線	加治木港基本水準標識(北緯三十一度四分四八秒東経一三〇度四分二秒)から二七五度三〇分二〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面並びに綱掛川綱掛橋及び日本山川日木山橋各下流の河川水面	平川三角点(一二六メートル)(北緯三十一度二七分四二秒東経一三〇度三〇分三一秒)から一四七度一、七〇〇メートルの地点から九〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点(三九メートル)(北緯三十一度三三分九秒東経一三〇度三六分五五秒)まで引いた線、同三角点から神瀬灯台(北緯三十一度四分一三秒東経一三〇度三五分二四秒)まで引いた線、同灯台から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川天保山橋及び永田川小松原橋各下流の河川水面	ENEOS喜入基地船だまり東防波堤灯台(北緯三十一度二分四〇秒東経一三〇度三二分二八秒)を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面	山川港番所鼻灯台(北緯三十一度二分三六秒東経一三〇度三十八分一二秒)を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	串木野港A防波堤灯台(北緯三十一度四分三六秒東経一三〇度一五分八秒)から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分三三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分に引いた線											

打	手	甌	中	間	島	表	西	津	米	根	阿	内	川
釣掛灯台(北緯三十一度三七分二三秒東経一二九度四一分二七秒)から七〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	倉妻埼から串埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	倉妻埼から串埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島間港沖防波堤灯台(北緯三〇度二八分一八秒東経一三〇度五一分五秒)から一九八度三〇分七二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	島間港沖防波堤北灯台(北緯三〇度四分三七秒東経一三〇度五八分五七秒)から一三三度三〇分八二五メートルの地点から三〇六度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	西之表港沖防波堤北灯台(北緯三〇度四分三七秒東経一三〇度五八分五七秒)から一三三度三〇分八二五メートルの地点から三〇六度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	米ノ津港西防波堤北灯台(北緯三二度八分六秒東経一三〇度二〇分一二秒)から一三四度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面及び米之津橋下流の米ノ津川水面	阿久根港西防波堤灯台(北緯三二度一分一三秒東経一三〇度一一分二二秒)から一八五度六〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の高松川水面	内川各河川水面	唐山三角点(四四メートル)(北緯三十一度一分四四秒東経一三〇度一分二六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三二八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度三〇分三三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分に引いた線	唐山三角点(四四メートル)(北緯三十一度一分四四秒東経一三〇度一分二六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三二八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九二度三〇分三三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分に引いた線			

沖繩県

一	湊	宮	浦	名	瀨	古	仁	屋	金	武	中	城	那	那	渡	久	地	運	天	平	良	石	垣
湊鼻から二二一度三〇分四二二メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び一湊川橋下流の一湊川水面	肥瀬ノ埼から〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から塚崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦橋下流の宮之浦川水面	赤崎から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	皆通埼から二四四度二に引いた線、油井埼から一八〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	金武岬南端から伊計島北端まで引いた線、同島南端、宮城島東端、浮原島東端、津堅島南端及び久高島東端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	大嶺鼻西端から三二二度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面	渡久地港南防波堤灯台(北緯二六度三九分三八秒東経一二七度五三分一八秒)から一一度一五分九〇〇メートルの地点から二六二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から瀬底島東端まで引いた線、同地点から一九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	屋我地島ウフグチ埼西端から二八五度二に引いた線、屋我地大橋、羽地奥武橋及び陸岸により囲まれた海面	下崎西端から二七〇度二に引いた線、野川埼北端から〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	観音埼西端から一八〇度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から														

〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第二(第二条関係)

北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩湾、留萌、稚内	青森県	青森、むつ小川原、八戸	岩手県	釜石	宮城県	石巻、仙台塩釜	秋田県	秋田船川	山形県	酒田	福島県	相馬、小名浜	茨城県	日立、鹿島	千葉県	木更津、千葉	東京都	京浜	神奈川県	横須賀	新潟県	直江津、新潟、両津	富山県	伏木富山	石川県	七尾、金沢	福井県	敦賀、福井	静岡県	田子の浦、清水	愛知県	三河、衣浦、名古屋	三重県	四日市	京都府	宮津、舞鶴	大阪府	阪南、泉州	大坂府	阪神	兵庫県	東播磨、姫路	和歌山県	田辺、和歌山下津	鳥取県	境	島根県	境	島根県	浜田	岡山県	宇野、水島	広島県	福山、尾道糸崎、呉、広島	山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩	山口県	関門	福岡県	徳島小松島	徳島県	坂出、高松	香川県	今治、新居浜、三島川之江	愛媛県	松山、高知	高知県	博多、三池	福岡県
-----	------------------------------	-----	-------------	-----	----	-----	---------	-----	------	-----	----	-----	--------	-----	-------	-----	--------	-----	----	------	-----	-----	-----------	-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	---------	-----	-----------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	----	-----	--------	------	----------	-----	---	-----	---	-----	----	-----	-------	-----	--------------	-----	-----------------------	-----	----	-----	-------	-----	-------	-----	--------------	-----	-------	-----	-------	-----

佐賀県	唐津
佐賀県	伊万里
長崎県	長崎、佐世保、厳原
熊本県	八代、三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇
別表第三 (第三条関係)	
都道府県	指定港
千葉県	館山、木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	
神奈川県	横須賀